別紙様式第２号（第31条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）業務報告書

年　　月　　日

殿

住　　所
共済団体名
代表理事　　氏　名

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　事業報告書
　１　共済団体の現況に関する事項
　　⑴　事業の経過及び成果等
　　⑵　事務所及び共済代理店の数
　　⑶　使用人の数
　　⑷　子会社等の状況
　　⑸　その他共済団体の現況に関する重要な事項
　２　理事及び監事に関する事項
　３　会計監査人に関する事項
第２　附属明細書
　１　損益の状況
　２　その他重要事項
第３　貸借対照表
第４　損益計算書
第５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

１　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和３年法律第80号。以下「法」という。）第５条第１項の申請書又は中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和５年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）第50条第２項の届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子　会　社　　法第11条第５項に規定する子会社をいう。

②　子 会 社 等　　法第11条第４項に規定する子会社等をいう。

③　子 法 人 等　　法第29条第２項に規定する子法人等をいう。

④　関 連 法 人 等　　規則第18条第３項に規定する関連法人等をいう。

3　法人の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

4　この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。

5　この様式中「第３　貸借対照表」及び「第４　損益計算書」に注記すべき事項は、「第４　損益計算書」の次に一括して記載することができる。

第１　事業報告書

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）業務報告書

1　共済団体の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

1　共済団体の主要な共済事業の内容、当該事業年度における共済事業の経過及び成果を記載すること。

2　共済団体が対処すべき課題を記載すること。

⑵　事務所及び共済代理店の数

（記載上の注意）

当該事業年度末における事務所（共済事業に係る業務を行うものに限る。）及び共済代理店（法第28条に規定する共済代理店をいう。）の数を記載すること。

⑶　使用人の数

（記載上の注意）

当該事業年度末における使用人の数を記載すること。

⑷　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	共済団体が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	

（記載上の注意）

1　子会社等のうち重要なものについて記載すること。

2　重要な業務提携の概況を「その他」欄に付記すること。

⑸　その他共済団体の現況に関する重要な事項

（記載上の注意）

その他共済団体の現況に関する重要な事項を記載すること。

2　理事及び監事に関する事項

（事業年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	兼職法人等名	そ　　の　　他

（記載上の注意）

1　直前の定時社員総会又は評議員会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2を除く。）。

2　辞任した理事若しくは監事又は解任された理事若しくは監事があるときは、「その他」欄に次に掲げる事項を記載すること（当該事業年度より前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第1項）の意見があるときは、その意見の内容

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第2項）の理由があるときはその理由

3　兼職をしている理事及び監事については、兼職先の法人等の名称を「兼職法人等名」欄に記載すること。この場合において、当該兼職先の法人等が金融業を行う場合には、その旨を「その他」欄に併せて記載すること。

4　監事については、当該監事が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」欄に記載すること。

5　その他理事及び監事に関する重要な事項を欄外に記載すること。

3　会計監査人に関する事項

（単位：千円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

（記載上の注意）

1　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該共済団体の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4第2項に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

2　報酬等とは、報酬その他の職務遂行の利益として受ける財産上の利益をいう。

3　以下の事項を「その他」欄に記載すること。

①　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。）の内容

②　会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（共済団体が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）

③　会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

4　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会（一般財団法人にあっては、評議員会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」欄に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」欄に次に掲げる事項（当該事業年度よりも前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）を記載すること。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第71条第３項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第71条第３項）の理由があるときは、その理由

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項）の意見があるときは、その意見の内容

④　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項）の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

第２　附属明細書

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）附属明細書

１　損益の状況

（単位：千円、％）

項　　目	
1　共済掛金	
2　再共済収入	
3　支払備金戻入額	
4　責任準備金戻入額	
5　資産運用収益	
6　その他経常収益	
7　共済金	
8　解約返戻金	
9　その他返戻金	
10　再共済掛金	
11　支払備金繰入額	
12　責任準備金繰入額	
13　資産運用費用	

14　事業費	
15　その他経常費用	
16　法第20条繰延額（△）	
17　粗経常損益	
18　契約者割戻し準備金戻入額	
19　契約者割戻し準備金繰入額	
20　経常損益	
21　契約者割戻し還元率（%）	

（記載上の注意）

1　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

2　「粗経常損益」とは、上表の１から６までの合計額から同表の７から16までの合計額を控除して得た金額をいう。

3　「経常損益」とは、粗経常損益の額と契約者割戻し準備金戻入額の合計額から契約者割戻し準備金繰入額を控除して得た金額をいう。

4　「契約者割戻し還元率」とは、契約者割戻し準備金繰入額から契約者割戻し準備金戻入額を控除して得た額を粗経常損益で除して得た率をいう。

２　その他重要事項

（記載上の注意）

共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第31条の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）その他損益の状況の内容を補足するために必要な事項はその項目を掲げて記載すること

第３　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（共済団体）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		共済契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
		契約者割戻し準備金	
有価証券		代理店借	
国債		再共済借	
地方債		その他負債	
		借入金	
		未払法人税等	
		未払金	
その他の証券		未払費用	

貸付金 有形固定資産 　土地 　建物 　リース資産 　建設仮勘定 　その他の有形固定資産 無形固定資産 　ソフトウェア 　リース資産 　その他の無形固定資産 代理店貸 再共済貸 その他資産 　未収金 　未収共済掛金 　前払費用 　未収収益 　仮払金 　法第20条繰延資産 　その他の資産 繰延税金資産 貸倒引当金		前受収益 　預り金 　リース債務 　資産除去債務 　仮受金 　その他の負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 価格変動準備金 繰延税金負債	
		負債の部　合計	
		（純資産の部） 基金 代替基金 指定正味財産 剰余金 基金等合計 その他有価証券評価差額金	
		純資産の部　合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　退職給付引当金の計上方法

④　価格変動準備金の計上方法
⑤　リース取引の処理方法
⑥　収益の計上方法（利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における利用者との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑦　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
②　表示方法を変更したときは、その内容

⑸　金融商品の状況に関する事項及び、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸不動産の時価に関する事項

⑺　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑻　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

⑼　子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

⑽　理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、共済規程による取引に係るものは、この限りでない。

⑾　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
②　繰延税金負債

⑿　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

⒀　手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⒁　契約者割戻し準備金の増減異動及び契約者割戻しの支払額

⒂　子会社等の株式又は出資金の額

⑯　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑰　以下に掲げる金額

①　規則第44条第４項において準用する規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

②　規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

⑱　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⑲　その他財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　「法第20条繰延資産」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

３　法令等に基づき、又は共済団体の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

４　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

７　「基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。

８　「代替基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第144条の規定により計上した額をいう。

９　「指定正味財産」とは、寄付によって受け入れた資産であって、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられているものの価額をいう。

10　「その他有価証券評価差額金」とは、売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）、満期保有目的の債券（満期まで保有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券の評価差額（時価と取得原価との差額をいう。）をいう。

第４　損益計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）損益計算書

（共済団体）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
経常収益	
共済掛金等収入	
共済掛金	

再共済収入 責任準備金等戻入額 支払備金戻入額 責任準備金戻入額 契約者割戻し準備金戻入額 資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 その他利息配当金 その他経常収益	
経常費用 共済金等支払金 共済金 解約返戻金 その他返戻金 再共済掛金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者割戻し準備金繰入額 資産運用費用 事業費 営業費及び一般管理費 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他経常費用 法第20条繰延資産償却費 その他の経常費用 法第20条繰延額（△）	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	

特別損失 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純剰余（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

⑶　子会社等との取引高の総額

⑷　以下の収益及び費用に関する金額

①　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

②　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

③　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

⑸　利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑹　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　「法第20条繰延資産償却費」とは、法第20条後段の規定により資産の部に計上した事業費等を償却した額をいう。

3　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

4　法令等に基づき、又は共済団体の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

一般社団法人又は一般財団法人として作成した直近の事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。